

福岡県医発第1854号(地)
平成20年12月 3日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部改正について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部健康増進課長並びに医療保険課長連名で別紙のとおり周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

さて、本年4月より実施されている特定健診・特定保健指導（以下「特定健診等」）については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「基準省令」）において、「毎年度、当該年度の4月1日における加入者であって、当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するもの」に対し、特定健康診査を実施することを規定しておりますが、特定健診等の実施年度において75歳に達する者については、当該年度中において75歳に達したときから後期高齢者医療広域連合の被保険者となることから、誕生日によっては、当該年度の大半が74歳である者も少なくありません。そのため、これらの者については75歳に達し後期高齢者医療広域連合の被保険者となる日までの間、特定健診等の機会が確実に確保されることが望ましいことから、今般、基準省令が改正され、平成21年4月1日より施行されることとなりました。

つきましては、改正の概要は下記のとおりとなっておりますので、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、特定健診等実施機関に対する周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

【改正の概要】

一 基準省令第1条第1項の改正

特定健康診査の対象者として、加入者のうち「当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するもの」と規定されているところを、当該年度において75歳に達する者（75歳未満の者に限る。）も含める。

二 基準省令第7条第2項第4号の改正

特定保健指導のうち動機付け支援の対象者の要件として「特定健康診査を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者」と規定されているところを、当該年度において75歳に達する者（動機付け支援の実施の際に75歳に達していない者に限る。）も含める。

三 基準省令第8条第2項の改正

特定保健指導のうち積極的支援の対象者の要件として「積極的支援を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者を除く。」とされているところを、当該年度において75歳に達する者（積極的支援の実施の際に75歳に達していない者に限る。）も除く。

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 名取一幸
特定健診副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



(公印省略)

20 健第 3701 号

20 医保第 1866 号

平成20年11月28日

(社) 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長

福岡県保健医療介護部医療保険課長

特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る基準の一部改正について

このことについて、平成20年11月18日付保発第1118001号により厚生労働省保険局長より別添のとおり通知がありましたので送付します。

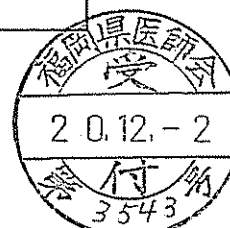
つきましては、集団検診機関や貴医師会関係機関への周知につきまして、よろしくお取り計らい願います。

問い合わせ先

福岡県保健医療介護部健康増進課
保健事業係 (担当：坂本)

TEL：092-643-3270

FAX：092-643-3271



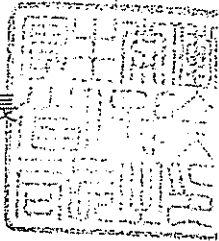


保発第1118001号

平成20年11月18日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部改正について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）を定めているところであるが、同規則の一部を改正する特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところである。

改正省令の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村及び関係団体等への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきようお願いしたい。

記

第1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）の規定により、保険者は厚生労働省令で定めるところにより、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行うこととされている。この規定を受け、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「基準省令」という。）第1条において、保険者は「毎年度、当該年度の4月1日における加入者であつて、当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するもの」に対し、特定健康診査を実施すること等を規定しているところであるが、特定健康診査等の実施年度において75歳に達する者については、当該年度中において75歳に達したときから法第50条に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となることから、年度途中に脱退等による保険の異動があった場合の取扱にならい、保険者が特定健康診査等を実施する最低限の対象者として法令上義務付けられているものに含めていなかったところである。

しかしながら、特定健康診査等の実施年度に75歳に達する者についても誕生日によっては、当該年度の大半が74歳である者も少なくなく、これらの者については75歳に達し法第50条に規定する被保険者となる日までの間、特定健康診査等の機会が確実に確保されることが望ましいことから、今般、基準省令を改正することとした。



第2 改正の概要

一 基準省令第1条第1項の改正

同項において、特定健康診査の対象者として、加入者のうち「当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するもの」と規定されているところを、当該年度において75歳に達する者（75歳未満の者に限る。）も含めることとする。

二 基準省令第7条第2項第4号の改正

同号において、特定保健指導のうち動機付け支援の対象者の要件として「特定健康診査を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者」と規定されているところを、当該年度において75歳に達する者（動機付け支援の実施の際に75歳に達していない者に限る。）も含めることとする。

三 基準省令第8条第2項の改正

同項において、特定保健指導のうち積極的支援の対象者の要件として「積極的支援を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者を除く。」とされているところを、当該年度において75歳に達する者（積極的支援の実施の際に75歳に達していない者に限る。）も除くこととする。

第3 施行日

改正省令は平成21年4月1日から施行すること。

第4 既存通知の改正

基準省令の改正に伴い、平成20年1月17日付け保発第0117001号厚生労働省保険局長通知「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について」（以下「基準通知」という。）を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

一 基準通知第二の一の1中「当該年度において、40歳以上74歳以下の年齢に達するもの（妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）」を「当該年度において、40歳以上75歳以下の年齢に達するもの（75歳未満の者に限り、産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）」に改める。（下線部は改正箇所）

二 基準通知第二の七の2(4)中「特定健康診査を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者」を「特定健康診査を実施する年度において65歳以上75歳以下の年齢に達する者（当該年度において75歳に達する者にあつては、動機付け支援の実施の際に当該当該年齢に達していない者に限る。）」に改める。（下線部は改正箇所）

三 基準通知第二の八の2中「積極的支援を実施する年度において65歳以上74歳以下の年齢に達する者」を「積極的支援を実施する年度において65歳以上75歳以下の年齢に達する者（当該年度において75歳に達する者にあつては、積極的支援の実施の際に当該当該年齢に達していない者に限る。）」に改める。（下線部は改正箇所）

第5 実施年度において75歳に達する加入者に係る特定健康診査等の実施状況報告について
法第142条の規定において、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、保険者に対し、毎年度、特定健康診査等の実施状況に関する報告を求めることとされており、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号。以下「算定省令」という。）第44条第2項の規定に基づき、保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項を、報告することとされているが、報告内容の詳細等については、平成20年7月10日付け保発第0710003号厚生労働省保険局長通知「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（以下「実施状況通知」という。）において通知しているところである。

今般の改正省令の施行に伴い、特定健康診査等の実施年度において75歳に到達する者（75歳未満の者に限る。）についても、新たに特定健康診査等の実施の義務付け対象となるが、これらの者については当該年度中に75歳に到達し年度途中から法第50条に規定する被保険者となることから、年度途中に異動等がある者についての特定健康診査等の実施状況の報告と同様に考え、実施状況通知において通知している算定省令第44条第2項の規定に基づく報告については、これを要しないものとする。

なお、算定省令第44条第2項の規定に基づく報告とは別に、特定健康診査等の実施年度において75歳に到達する者について実施した特定健康診査等の実施状況についても、次年度以降の特定健康診査等をより効果的に実施するための分析等を保険者において行う場合の有益な資料となることから、併せて整理しておくことが望ましい。

第6 後期高齢者医療広域連合との連携について

特定健康診査等の実施年度において75歳に達する者については、例えば当該年度の序盤に75歳に到達し後期高齢者医療制度に移行するまでの間に保険者による特定健康診査等の実施が困難である場合や、年度の大半が後期高齢者医療広域連合の被保険者であるが、年度の当初の特定の時期のみ健診を実施する地域において、後期高齢者医療広域連合での実施が困難である場合等が考えられるが、すべての者が特定健康診査又は後期高齢者医療広域連合が実施する健診を当該年度中に受けられる機会が与えられるよう、各保険者は、当該年度に75歳に達する者の健診の実施にあたっては、その者が年度途中に移行することとなる後期高齢者医療広域連合との連携に努められたい。

以上



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

（府 令）

○内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令
（内閣府七〇）

（省 令）

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働一五九）

（告 示）

○日本国に帰化を許可する件
（法務五一七）

○パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（外務六一一）

○関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のフランス共和国による廃棄に関する件（同六一二）

○国営サファイアテレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件
（同六一三）

○平成二十一年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価を定めた件（農林水産一六四七）

○平成二十一年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価を定めた件（農林水産一六四七）

○平成二十一年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜の製造の用に供するばれいしよに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件（同六四八）

○高速自動車国道に関する件
（国土交通一三五二）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一三五三）

○道路に関する件
（関東地方整備局三七七〇三七九）

○多摩川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同三八〇）

○道路に関する件
（北海道開発局八二、八三）

（国会事項）

（人事異動）

内閣 財務省 防衛省
（叙位・叙勲）

（皇室事項）

（官庁報告）

官庁事項

紛失された外交官等身分証明票の無効について（外務省）

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

最低賃金の改正決定に関する公示（東京労働局最低賃金公示七、富山同六、島根同四、五、佐賀同三）

国家試験
平成二十年度検察官特別考試合格者（検察官・公証人特別任用等審査会）
第九十四回薬剤師国家試験の施行（厚生労働省）
薬剤師試験委員の公告（同）

（資 料）

閣議決定等事項

（公 告）

諸事項

官庁

財団、金融商品取引業者の業務停止処分、鉱業法第一八九条の規定による公告、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、復権、特別清算、再生関係

会社その他

（資 料）

閣議決定等事項

（公 告）

諸事項

官庁

財団、金融商品取引業者の業務停止処分、鉱業法第一八九条の規定による公告、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、復権、特別清算、再生関係

会社その他

（資 料）

府 令

○内閣府令第七十号
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第四項の規定に基づき、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十一年十一月十八日
内閣府令
内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令
内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

この内閣府令は、公布の日から施行する。
附 則
第四條第一項中「送信すること」の下に「又は同項ただし書に規定する措置」を加える。

省 令

○厚生労働省令第五十九号
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条及び第二十四条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年十一月十八日
厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第五十七号）の一部を次のように改正する。
第一條第一項中「七十四歳」を「七十五歳」に改め、「達するもの」の下に「七十五歳未満の者に限り」を加える。

第七條第二項第四号中「七十四歳」を「七十五歳」に改め、「達する者」の下に「（当該年度において七十五歳に達する者にあつては、動機付け支援の実施の際に当該年齢に達していない者に限る）」を加える。

○ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）
（平成二十一年四月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
（特定健康診査の項目） 第一条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第二十条の規定により、毎年度、当該年度の四月一日における加入者であつて、当該年度において四十歳以上七十五歳以下の年齢に達するもの（七十五歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）に対し、特定健康診査等実施計画（法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。）に基づき、次の項目について、特定健康診査（法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）を行うものとする。 一 十（略） 二 四（略） （動機付け支援） 第七条（略） 2 前項の動機付け支援対象者は、次の各号に掲げる者とする。 一 三（略） 四 特定健康診査を実施する年度において六十五歳以上七十五歳以下の年齢に達する者（当該年度において七十五歳に達する者にあつては、動機付け支援の実施の際に当該年齢に達していない者に限る。）のうち、次に掲げるもの イ 二（略）	（特定健康診査の項目） 第一条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第二十条の規定により、毎年度、当該年度の四月一日における加入者であつて、当該年度において四十歳以上七十四歳以下の年齢に達するもの（妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）に対し、特定健康診査等実施計画（法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。）に基づき、次の項目について、特定健康診査（法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）を行うものとする。 一 十（略） 二 四（略） （動機付け支援） 第七条（略） 2 前項の動機付け支援対象者は、次の各号に掲げる者とする。 一 三（略） 四 特定健康診査を実施する年度において六十五歳以上七十四歳以下の年齢に達する者のうち、次に掲げるもの イ 二（略）

3 (略)	(積極的支援) 第八条 (略) 2 前項の積極的支援対象者は、次の各号に掲げる者(同項の積極的支援を実施する年度において六十五歳以上七十五歳以下の年齢に達する者(当該年度において七十五歳に達する者にあつては、積極的支援の実施の際に当該年齢に達していない者に限る。)を除く。) 一、四 (略) 3 (略)
3 (略)	(積極的支援) 第八条 (略) 2 前項の積極的支援対象者は、次の各号に掲げる者(同項の積極的支援を実施する年度において六十五歳以上七十四歳以下の年齢に達する者を除く。)とする。 一、四 (略) 3 (略)